社外取締役の独立性判断基準

当社は、会社法の定める要件に加えて、社外取締役を選任するための独立性に関する具体的な基準を定めており、その内容は以下のとおりである。 次の各号に掲げる条件の全てに該当しない者を独立性ありと判断する。

一. 最近３年間において、川崎汽船グループを主要な取引先とする企業集団の業務執行者（会社法施行規則第２条第３項第６号に規定する業務執行者をいう。以下同じ）であったことがある者。

なお、川崎汽船グループを主要な取引先とする企業集団とは、当該企業集団の過去３年間の各事業年度において、当該企業集団の連結売上高に占める川崎汽船グループへの売上高の割合が２％を超えるものをいう。

二. 最近３年間において、川崎汽船グループの主要な取引先である企業集団の業務執行者であったことがある者。

なお、川崎汽船グループの主要な取引先である企業集団とは、川崎汽船グループの過去３年間の各事業年度において、川崎汽船グループの連結売上高に占める当該企業集団への売上高の割合が２％を超えるものをいう。

三. 最近３年間において、川崎汽船グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者であったことがある者。

四. 最近３年間において、川崎汽船グループから役員報酬以外に年間 1,000 万円相当以上の金銭その他の財産を受領した者。また、最近３年間において川崎汽船グループから年間 1,000 万円相当以上の金銭その他の財産を受領した監査法人、税理士法人、法律事務所、コンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザリー・ファームで、当該法人等の直前事業年度の総収入に占める川崎汽船グループから受領した金銭その他の財産の割合が 2%を超えるものに所属していたことがある者。ただし、外形上所属していても、無報酬であるなど実質的に川崎汽船グループとの利益相反関係がない場合は、この限りではない。

五. 当社の議決権の 10%以上を所有する株主。当該株主が法人である場合には最近３年間において当該株主又はその親会社若しくは子会社の業務執行者であった者。

六. 上記各号に該当する者の配偶者又は二親等内の親族。

以上